

太田市庁舎飲料自動販売機設置場所の使用許可に係る公募抽選募集要項

太田市では、太田市庁舎に飲料自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。公募抽選に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、各事項を承知した上で参加するものとします。

1 抽選に付する事項

(1) 使用許可

設置事業者は、飲料自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4号第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受け使用する。

(2) 使用を許可する場所及び面積

ア 場所

太田市庁舎（太田市浜町2番35号）1階 自販機コーナー

イ 面積

1.0 m²（放熱余地部分を含む）

※別紙使用許可場所のとおり。自動販売機が設置可能であることを確認したうえで申込みをすること。

(3) 自動販売機の機器等

ア 飲料については密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

イ 可能な限り、ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

ウ 可能な限り、電子マネーに対応した自動販売機とすること。

(4) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年4月1日以後については、使用状況や必要性等を勘案したうえで支障なしと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、許可を受ける期間の初日が属する年度の末日まで使用許可を更新するものとする。また、行政財産の目的外使用許可申請書は更新ごとに提出し、使用許可を受けるものとする。

(5) 費用負担

別紙費用負担のとおりとする。納付については、市発行の納入通知書により、半期ごとの支払いとする。また、自動販売機の設置および撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は事業者負担とする。

(6) 使用許可条件等

別紙使用許可条件のとおりとする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げられた者でないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 太田市内に本社又は事業所等を有し、問題発生時に速やかな対応が可能であること。
- (5) 飲料自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。

3 参加申込

公募抽選に参加を希望する者は、公募抽選参加申込書等の書類を下記申込場所まで持参すること。

(1) 申込受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月17日（火）までの間の午前9時から午後5時まで

※土日祝日を除く

(2) 申込場所

太田市浜町2番35号 太田市役所3階 総務部管財課

(3) 提出書類

- ア 公募抽選参加申込書
- イ 誓約書（太田市暴力団排除条例に関するもの）
- ウ 太田市税完納照合票
- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

4 抽選の日時及び場所

申込者が1者の場合、当該申込者を当選者とする。複数の申込者がいる場合、申込者立会いなしの抽選を行うものとする。

(1) 抽選日時

令和8年3月2日（月）午前10時

(2) 抽選場所

太田市浜町2番35号 太田市役所12階 12D会議室

(3) その他

ア 申込者は抽選の見学ができる。見学を希望する場合は、抽選日時までに抽選場

- 所へ到着すること。代理人が見学する場合は、委任状を提出すること。
- イ 抽選結果は、理由の如何を問わず撤回することはできない。
- ウ 抽選を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、抽選の執行を延期し、又は取りやめがある。

5 無効な抽選等

- 次のいずれかに該当する抽選は無効とする。
- (1) 抽選に関し不正の行為があったと認められるとき
- (2) 抽選関係職員の指示に従わないなど、抽選会場の秩序を乱したとき

6 使用許可の手続き

- (1) 行政財産の目的外使用許可申請書（以下「使用申請書」という。）及び自動販売機設置許可通知書のとおりとする。
- (2) 当選者は令和8年3月16日（月）までに使用申請書を市へ提出するものとする。
- (3) 当選者が、指定期日までに使用申請書を提出しない場合、当該抽選は効力を失う。
- (4) 使用者は、次に掲げる事項を記載した月次報告書を、翌月の15日までに提出すること。
- ア 売上の数量及び金額並びに売上額に係る設置手数料
- イ 使用電力計測用の子メーターが設置されている場合、電力使用量

7 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び太田市財務規則の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続き以外の目的で本書を使用してはならない。